

意思疎通支援部会意見具申

- 大阪府では、令和2年に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中心拠点として、盲ろう者等社会参加支援センター、視覚障がい者支援センター、聴覚障がい者支援センター、ITステーションの各センターにおいて、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの専門性の高い意思疎通支援やデジタルデバイドの解消等に取り組んでいる。
- 意思疎通支援の必要な障がい者にとって「盲ろう者向け通訳・介助」、「手話通訳」、「要約筆記」、「失語症者向け意思疎通支援」などの意思疎通支援は日常生活を送るうえで必要不可欠であり、地震や火災などの非常時には特に重要な支援である。そのため、意思疎通支援者の養成及び派遣の資質向上が図られるよう、引き続き、次期障がい者計画に位置付け、福祉情報コミュニケーションセンターが中核となり支援機能を発揮する必要がある。
- 加えて、手話に関する施策の推進に関する法律や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい特性や年齢に対応した、利便性の高い、有効な意思疎通支援や情報保障、情報アクセシビリティの確保が求められている。
- さらに、先進技術を活用し、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上、社会における障がい理解の促進が期待されている。
- こうした状況をふまえ、障がい者等のICTの利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援するために、ITステーションが障がい当事者等関係機関と連携を図り、中核となって機能を発揮できるよう、次期障がい者計画に位置付ける必要がある。